

「明石市立高齢者ふれあいの里魚住 空調設備及びトイレ改修修繕」

特記仕様書

1 修繕場所

- (1) 明石市魚住町西岡367-4
高齢者ふれあいの里魚住

2 修繕目的

- (1) 本修繕は、高齢者ふれあいの里魚住の老朽化した小型ガス吸収式冷温水機を撤去し、各室に空調機を設置、2階男女トイレの和式便器を洋式便器に取替を各1ヶ所実施しようとするもの。

3 修繕期間

- (1) 契約の翌日から令和4年12月26日まで。

4 修繕内容

(1) 空調機設備更新工事

- ① 1階ロビー及び廊下……室外機は、ダイキン工業株式会社製「RXTP160F」と同等品以上とする。ロビーの室内機は、ダイキン工業株式会社製「FXYP71NA」と同等品以上とする。既存空調機吹き出し口を撤去した場所に設置する。廊下の室内機は、ダイキン工業株式会社製「FXYCP36EA」と同等品以上とする。運転リモコンは室内機3台を同時に稼働するように接続する。
- ② 1階事務室……空調機は、ダイキン工業株式会社製「SZRC56BJT」と同等品以上とする。室内機は、既存空調機吹き出し口を撤去した場所に設置する。
- ③ 1階相談室……空調機は、ダイキン工業株式会社製「SZRC40BJT」と同等品以上とする。室外機は屋上設置とし、冷媒配管は既存配管ルートを利用する。
- ④ 2階ロビー……空調機は、ダイキン工業株式会社製「SZRC140BJD」と同等品以上とする。既存空調機吹き出し口を撤去した場所に設置する。運転リモコンは室内機2台を同時に稼働するように接続する。
- ⑤ 2階大広間・サンルーム……空調機は、ダイキン工業株式会社製「SZRC224BM」と同等品以上とする。大広間の室内機は、既存空調機吹き出し口を撤去した場所に設置する。サンルームの室内機は、既存空調機吹き出し口を撤去した場所に設置する。運転リモコンは室内機3台を同時に稼働するように接続する。
- ⑥ 2階集会室(和室)……空調機は、ダイキン工業株式会社製「S50ZVV-W」と同等品以上とする。室外機は1階事務所北側設置とし、冷媒配管は既存配管ルートを利用する。
- ⑦ 2階集会室(洋室)……空調機は、ダイキン工業株式会社製「SZRC63BJT」と同等品以上とする。室外機は屋上設置とし、冷媒配管は既存配管ルートを利用する。

(2) 電気設備更新工事

- ① 電源工事……上記、空調機設備更新工事に伴う電気工事とする。また、M-2動力盤については、エアハンドリングユニットの排気ファンは単独運転による排気が可能になるよう改修も併せて行うこと。

②幹線設備工事……………引込盤の取替更新工事とする。関西電力㈱へ各種申請を行うこと。

(3) 撤去工事

撤去する冷温水機は、日立製ガス吸収式冷温水機「HAU-GH30EXP」です。また、隣接の膨張タンク及び接続配管等についても撤去すること。撤去にあたっては、機器最寄りのガス管バルブにて閉塞の上、安全に作業を行うこと。アスベスト調査については、平成30年2月に実施済。調査対象外でアスベストを確認した場合は、別途協議とする。

(4) ガス設備工事

既設露出ガスを撤去する場合は、ガス管内に残留ガスがあるため、ガスの抜き取り作業を行った上で安全に撤去作業を行うこと。ガスメーターの撤去及び取替については、大阪ガス㈱へ各種申請を行うこと。

(5) 2階男女トイレ改修工事

和式便器を洋式便器に男女各1ヶ所を改修する。TOTO株式会社「和洋リモデル工法」と同等工法により、階下での作業が不要な工法とすること。床置床排水大便器は、TOTO株式会社製「CFS498BM」と同等品以上とする。温水洗浄便座は、TOTO株式会社製「TCF5534AE」と同等品以上とする。

(6) 諸経費

諸経費には、養生費、撤去廃材処分費、耐圧テスト等試運転費、交通運搬費、荷揚げ費等、本修繕に必要な経費を全て含むものとする。

5 費用負担

(1) 本修繕施工に必要な各種機材及び消耗品等は、全て受注者の負担とする。

(2) 受注者が、当施設において業務中に負傷等の事故にあった場合は、全て受注者の責任とする。

(3) 受注者が、業務中に当施設の設備等に損傷を与えたときは、受注者はその箇所を原形どおりに修復すること。

6 修繕料の支払

(1) 修繕業務完了後一括支払いとする。

7 その他

(1) 受注者は、契約締結後速やかに担当技術者を本市に派遣し、市職員及び指定管理者職員と仕様書及び図面に基づき本修繕の詳細な技術的打合せを行うこと。

(2) 本修繕施工において、指定管理者職員及び他の点検委託業者等との工程調整については、誠意を持って取り組むこと。

(3) 本修繕施工日における就業時間は、原則として月曜から土曜までの午前9時から午後5時までとし、修繕施工毎に後片付け及び清掃を行うこと。なお、日曜日及び午後5時以降の作業、停電及び断水を伴う作業、騒音及び振動を発生する作業等については市職員及び指定管理者職員と協議のこと。

(4) 本修繕は住宅地に隣接するため、施工にあたっては必要に応じて交通誘導員を配備し、通行人及び車両の往来、隣接する住宅には細心の注意を払うものとする。

高所作業時等においては安全帯・保護具などを着用し災害防止に努めること。

(5) 本修繕施工に必要なユーティリティーは、無償支給する。なお、詳細については市職員及び指定管理者職員と協議のこと。

(6) 本書は、修繕施工の大要を示すものであり、本書に記載なき事項であっても、明石市が本設備の維持・管理上必要と認めた事項については、契約金額の範囲内において受注者はこれを実施しなければならない。

(7) 建設業法等法令違反とならないよう十分注意すること。